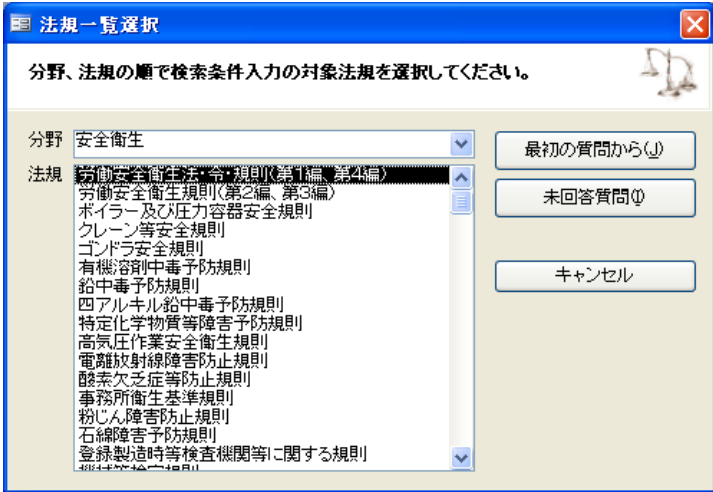
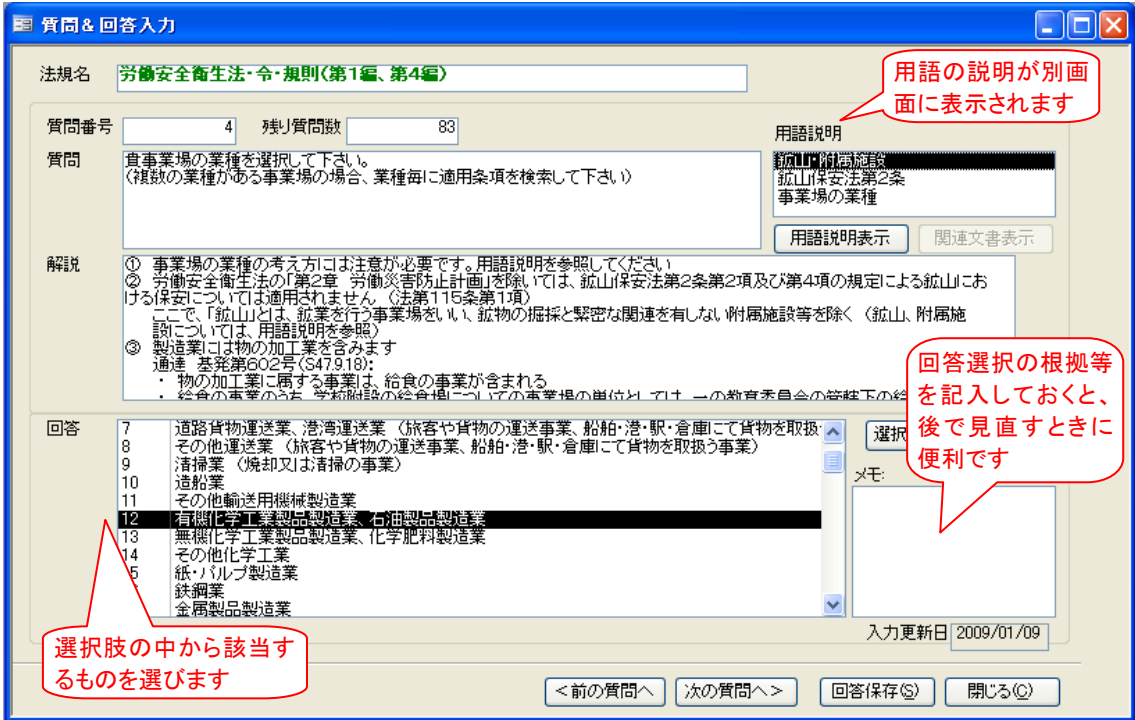


✚ アエカ「法規検索システム」の概要

✚ 対象となる法規を選択します。



✚ 検索条件設定用の質問が選択肢形式で表示されますので、貴事業場に該当するものを回答して下さい。回答を補助するため、法律用語の説明や条項の解説が利用できます。また、回答選択の根拠等をメモ欄に記入しておけば、後で見直すときに便利です。



✚ 回答選択した条件に該当する条項がわかります。該当する条項の要求事項に、貴事業場が適合しているかどうかを登録することができます。これにより、適合(順守)状況が常に一覧できます。

会員名 a1 株式会社 法規名 労働安全衛生法・令・規則(第1編、第4編)

法規名称 / 条項内容 / 解説 / 適合状況コメント 最新改正 該当/非該当 適合状況 入力更新日

労働安全衛生法 2006/03/31 該当 適合 2009/11/09

第 20 条の 第 1 項 見出し/標題 (事業者の請すべき措置等)

事業者は、

次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 機械、器具その他の設備(以下「機械等」とし、1)による危険
- 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 電気、熱その他のエネルギーによる危険

① 請すべき措置は規則第32条「安全基準」に定める。

② 通達 基発第602号(昭和47年9月13日)「労働安全衛生法および同法施行令の施行について」

- 第2号の「引火性の物等」の「等」には、酸化性の物、可燃性のガスまたは粉じん、硫酸その他の腐食性液体等が含まれる
- 第3号の「その他のエネルギー」には、アーク等の光、爆発の際の衝撃波等のエネルギーが含まれる

一般的な遵守義務事項である 用語

労働安全衛生法 2006/03/31

第 21 条の 第 1 項 見出し/標題 (事業者の請すべき措置等)

事業者は、

掘削、採石、荷役、付 業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

① 「安全基準」に定める。

用語

アセチレン溶接装置
安全衛生管理組織
の場所
移動式クレーン
液高側による定格管電圧が10kV以上の:
エレベーター
化学設備
ガス集合溶接装置
簡易リフト

用語説明 関連文書表示

ノコード: 56 / 896

保存(S) 閉じる(C)

詳細はサンプル版と操作マニュアルをホームページ (<http://www.aeca.jp/>) よりダウンロードしてお試し下さい。